

あついでー！熊谷お祭り条例

熊谷市議会事務局・産業振興部商業観光課

埼玉県熊谷市では、まちのにぎわいの創出及び観光の振興を図り、もって豊かな地域づくりに資するため、「あついでー！熊谷お祭り条例」を制定した（条例第23号として平成26年6月30日公布、同年7月1日から施行）。熊谷市では、関東一の祇園と称される熊谷うちわ祭や戦災復興を願って復活した熊谷花火大会など地域に根ざした祭りが多く行われている。祭りや伝統行事を次世代に引き継ぎ、魅力あるふるさと熊谷の活性化をねらう。

1 はじめに

本市は、埼玉県北部に位置する特例市で、2007年8月16日に40・9度の日本最高気温を記録したことから、暑いまちとして全国的に知られています。

昨年、日本一の称号は高知県四万十市に譲りましたが、熱い気持ちでは、今でもどこにも負けていません。

祭りはその象徴。熊谷の伝統と特色ある文化を発信し、熊谷の魅力を伝えるお祭りや伝統行事には、担い手となる地域の人々の熱い気持ちがあたぎっています。

お祭りをみんなで楽しみ、盛り上げ、支援し、地域の絆を深め、そして、まちを活性化

する、そんなまちづくりを本市は目指しています。

2 条例制定に至った背景と経緯

この条例は、平成26年6月定例会に、議長を除く全議員の連名による議提議案として提出され、全会一致で可決成立し、同年7月1日から施行されました。

条例発案のきっかけは、前議長である松浦紀一議員が、平成23年3月定例会において関連質問したのが原点となっています。

本市の代表的な祭りである「熊谷うちわ祭」に関わってきた同議員は、参加することだけが祭りではなく、祭りを見て郷土愛を養うことも重要な側面と捉え、行政が祭礼の振興に

関わることはできないかと検討をはじめました。

定例会では、憲法が定める政教分離原則の観点から、神事等を含む祭りの観光振興支援に、行政が関わることへの課題などについて質問され、これに対し、市では、同原則を逸脱することのないよう慎重に対応しながら、観光振興の観点から祭りを核とした地域振興に資する取組を支援する旨の答弁を行いました。

さらに、同議員は、昭和52年に津地鎮祭訴訟の最高裁判決で示された目的効果基準に照らし、長い年月をかけて習俗化された祭りに行政が関わることは政教分離原則に抵触しないという見解を示すとともに、市としての文化財指定を要望しました。

市では、平成24年3月に、うちわ祭全体を「熊谷八坂神社祭礼行事」として神事を含め、市の無形民俗文化財に指定しています。

こうした中、昨年9月に地元酒等の利用促進を目的とし、地域の特徴を活かした秩父市乾杯条例が議提議案として提出・制定されると、同議員は、お祭りが盛んな土地柄である本市では、市を挙げてお祭りや伝統行事を振興するための拠り所となる条例が必要と考え、執行部の所管課である商業観光課にその考えを示し、議会事務局と共に協議を始めました。

その後、条例案の骨子をまとめ、熊谷市議会スポーツ文化振興議員連盟の会議において、同議員から条例案骨子が説明され、意見を求めました。

会議では、「お祭りを限定する定義が必要だ」、「目的として観光振興やまちのにぎわい創出を前面に押し出すべき」などの意見が出されました。

その意見を踏まえ、条例案を練り直し、最終案を会派代表者会議において示したところ、全議員から賛同が得られ、議長を除く全議員の連名による議提議案として提出する運びとなりました。

3 条例の内容

この条例は、前文と本則7か条で構成され、

市民、事業者、市に祭りへの参加や協力を促す理念条例となっています。

条例名は、暑さを逆手に取り、気持ちの熱さまで広げて「あついぞ！熊谷」事業を展開している、本市にふさわしいネーミングにしています。

前文では、関東一の祇園と称される「うちわ祭」をはじめ、地域に根ざしたお祭りや伝統行事が数多く継承され、多くの集客を誇っている現状に鑑み、さらに市全体で祭りを応援し、次世代に引き継ぎ、まちの活性化につなげていこうという、条例の制定趣旨を規定しています。

第1条では、本市のお祭り及び伝統行事に対する意識の高揚と参加を促し、市民、事業者及び市の協働により、まちのにぎわいの創出及び観光の振興を図り、豊かな地域づくりに資することを目的として定めています。

第2条は、この条例における「お祭り等」を、本市のお祭り及び伝統行事で、まちのにぎわいを創出し、観光振興への寄与が認められ、又は寄与することが見込まれるものと定義しています。

第3条は、市民の役割として、家庭、学校、職場及び地域において、お祭り等の理解を深め、参加、観覧その他お祭り等への支援・協力を努めることを規定しています。

第4条は、事業者の役割として、地域社会の一員として積極的に地域のお祭り等に参画するとともに、支援・協力を努めることを規定しています。

第5条は、市の役割を3項構成で努力義務を規定しています。

第1項では、市民及び事業者がお祭り等の感動と楽しさを享受できるよう、お祭り等への参加及び協力を促し、支援に努めることを規定しています。

第2項では、市民、事業者等のお祭り等に対する理解と関心が深まるよう、お祭り等の情報発信に努めることを規定しています。

第3項では、お祭り等に関する伝統文化の保存及び継承に対する支援に努めることを規定しています。

第6条では、7月1日を「熊谷お祭りサポーター宣言の日」と定め、市民や事業者の意識の高揚を図ることを規定しています。

第7条は委任規定、条例の施行日は平成26年7月1日となっています。

4 条例を基にしたこれまでの取り組み

市の役割の一つであるお祭り等の情報発信として、本市観光協会が発行している観光情報誌、特別編集版「るるぶ熊谷」で、熊谷で



行われる主なお祭りやイベントの内容と年間スケジュールを紹介しているほか、市や観光協会のホームページでも同様のPRを行っています。

また、祭りシーズンが到来する7月には、市報で「熊谷うちわ祭」の特集を行いました。

さらに、7月1日の「熊谷お祭りサポーター宣言の日」に併せて、祭りに対する応援ムードを高めるため、応援したいお祭り等への

メッセージが記入できる「熊谷お祭りサポーター宣言書」を市のホームページからダウンロードし、家庭や職場等に掲示できるようにしました。

庁内では、各課でお祭りサポーター宣言書の掲出を行うとともに、この条例の施行をPRするチラシと宣言書を、庁舎や商工会議所、商工会のほか、お祭り関係者の会議等で配布しました。

熊谷お祭りサポーター宣言

(個人・団体名)

は、

を

応援しています。

(お祭り・伝統行事名)

I♥祭 情熱サポートメッセージ



こうしたPRの結果、本条例の制定を新聞報道で知った市外にお住まいの方や市外企業から、本市が設けている「ふるさと熊谷の祭り応援基金」に対する寄附がありました。

このほか、市民や事業者の取組としては、今年のうちわ祭から、国宝指定された本殿のある「妻沼聖天山」周辺で無料休憩所を運営する市民の皆さんが、出張休憩所を祭り期間中にオープンしました。

熊谷の魅力伝えるお祭りや伝統行事を受し、誇りに思うすべての人々の力を集めて、
みんなで熊谷の祭りを応援しよう。

あついで！熊谷お祭り条例



熊谷花火大会

熊谷うちわ祭

熊谷さくら祭

友山まつり 歓喜院例大祭 祭行 事 こうなんホテルまつり

～熊谷お祭りサポーター宣言～

7月1日は、熊谷お祭りサポーター宣言の日です。

祭りを応援することで、あなたも「熊谷お祭りサポーター」。
熊谷市の伝統と特色ある文化を発信し、
すばらしい祭りや伝統行事を発信するために、サポーター宣言しませんか。

熊谷市産業振興部商業観光課 電話048-524-1111(代表)内線312、313

さらに、市民活動団体や地元の自治会・企業等によるボランティア活動として、祭り期間中の早朝ごみ清掃活動が行われました。

5 課題と今後の展望

260年余り続いている「熊谷うちわ祭」でさえ、町区の子供の減少でかねや太鼓をたく練習にも支障を来し、町区外からの応援を頼んでいるところもあります。

また、社会人の場合は、祭りが平日に重なってしまうと、地域の祭りに参加したくても休暇がとりづらく参加しづらいといった現代の世相を反映した状況があります。

この条例の制定により、自分の地元以外の祭りや伝統行事にも、関心を深めてもらうとともに、担い手として参画していただくことが、まちのにぎわいの創出、ひいては、市内外から多くのお客様をお迎えし、まちの活性化

化につながると考えています。

そのためにも、さらに多くの市民や事業者の参加、参画が得られるよう、市民、事業者、市の三者をつなぐアイテムとして、お祭りサポーター宣言書を有効に活用しながら、具体的な事業を展開していくことが必要と考えています。

「あついで！熊谷」事業とは

熊谷の暑さを逆手にとり、貴重な地域資源としてプラスにとらえ、市民みんなで暑さを楽しみながら積極的にまちづくりに活かそうとする事業です。

「あついで」は、「暑い」から「熱い」、「気温の暑さ」から「気持ちの熱さ」まで広がって、あついで熊谷の名物はもちろん、熊谷市民のあついで活動がたくさん生まれ、元気な「熊谷」が広く全国に発信されています。



あついで！熊谷 ©熊谷市